

## オウム真理教問題対策（状況）について

### 1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム烏山（南烏山6-30-19）に「ひかりの輪」信者5名程度が居住している模様である。

### 2 烏山地域オウム真理教対策住民協議会の活動状況

#### (1) 監視活動

町会・自治会をはじめ、商店街やPTAなどの地域住民による現地の監視活動を、猛暑の中でも熱中症対策を講じながら毎日継続して実施している。

#### (2) 広報活動

オウム真理教事件の風化防止やオウム反対の活動に関する機運の向上に向け、住民協議会ニュース第205号（7/10発行）を全区版で発行した。今後、年度内に全区版の住民協議会ニュースを3回発行する予定である。（令和5年度は計4回発行）

#### (3) 募金活動

町会・自治会や商店街などのイベントや祭りが再開されてきたことにより、住民協議会としてもコロナ禍以前のように、オウム問題の風化防止や活動資金の確保に向け、会場に出向いて募金活動に取り組んでいる。

### 3 オウム真理教対策関係市区町連絡会総会

台風の接近により開催が延期されたが、下記の通りWeb会議形式で開催された。

日時 令和5年7月27日（木）午前10時45分～12時

内容 (1) 令和4年度の活動報告及び決算、令和5年度の活動方針及び予算について協議・決定した。

(2) 令和5年度役員の改選

会長 足立区

副会長 長野県小諸市、滋賀県湖南市

監事 埼玉県川口市、千葉県松戸市

### 4 観察処分更新を求める国への要請行動（予定）

区及び住民協議会では、令和6年1月に期限を迎えるオウム真理教後継団体「Aleph」、  
「ひかりの輪」、「山田らの集団」に対する団体規制法に基づく観察処分の期間更新を求め、  
国への要請行動を行う予定である。

日時 令和5年10月13日（金）午後5時15分～午後6時15分

要請先 法務大臣、公安調査庁長官、公安審査委員会委員長

参加者 オウム真理教対策関係市区町連絡会の自治体及び住民協議会等

## 5 「Aleph」に対する公安調査庁の再発防止処分の請求及び決定について

団体規制法に基づく観察処分の対象である「Aleph」は、同法が定める報告事項の一部を報告していないため、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難な状況にあるとして、令和5年3月21日から9月20日の間、再発防止処分下にある。この間、公安調査庁は「Aleph」に対して是正指導を行ったが応じないため、7月14日に公安審査委員会に新たに再発防止処분을請求し、9月4日、2回目の再発防止処分が決定した。

処分期間 令和5年9月21日から6か月間

処分内容 全国13施設の一部(9施設)または全部(4施設)の使用の禁止  
金品その他の財産上の利益の贈与を受けることの禁止

# オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域  
オウム真理教対策  
住民協議会

## 第46回 抗議デモ・学習会を開催



5月13日、時おり強い雨が打ちつける中、4年ぶりの抗議デモが開催されました。

当日は、烏山区民会館ホールに集合し、古馬会長と保坂世田谷区長の挨拶に引き続き、応援に駆けつけてくれた足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会の横山会長と滋賀県の甲賀市オウム対策住民協議会の荒川会長の挨拶のあと、力強くシュプレヒコールを上げてデモ行進に出発しました。

デモ行進が行われる中、ひかりの輪居住施設前で抗議文を読み上げ、抗議文を投函して来ました。今回のデモ参加者は132名でした。再びホールに戻り、弁護士の滝本太郎氏による学習会を開催しました。

学習会「団体規制法  
―再発防止処分について―」  
滝本弁護士による講演は、三つの裁判の話から始まりました。一つ目は、松本智津夫の四女に対して三女が起こした裁判で、先週、最高裁の判断が出て四女が全面勝訴した話でした。二つ目に5年前の松本智津夫の死刑に対して、妻が国家賠償補償の裁判を起こしたこと。同様の裁判を長男も起こしている。これらの裁判については、何故か殆ど報道されていません。遺三つ目は麻原の遺骨の話です。遺

### 抗議文

オウム真理教だったアレフ・ひかりの輪・山田らの集団に対して、23年以上に渡る8回目の観察処分が続いているが、この3月、アレフに対して再発防止処分が決定した。まさか簡単に再発防止処分を受けるとは大変な驚きである。観察処分は3か月ごとに信者の名簿と資金の変化を公安調査庁に報告しなければならない。しかし、再三の提出要求にも関わらず一部の資料を提出しなかった。

アレフはオウム真理教被害者支援機構から賠償金の支払いを求める裁判で敗訴をして、10億2千5百万円の支払い命令を受けている。公安調査庁の立入検査では12億円以上の資金があることが分かっていたが、賠償金の支払いが滞り始めた頃には、資産は数千万円だと報告をしている。いったいどこに隠したのか。信者が手分けして隠しているのだろうか。その為に信者の名簿や資金の移動を報告することが出来ないのだろう。あえて再発防止処分を受けてもお金は出さない。賠償金逃れを目論んでいるのか。12億円の資金でいったい何を企んでいるのか。

ひかりの輪はネットやSNSを使い、事件を知らない若者などの人生相談を行っている。オウム真理教の犯罪を目の当たりにし、オウム真理教時代に幹部の一人だった上祐が、正体を隠して、今更、聖人君子の如く若者に道を説くというのも滑稽な話である。

ひかりの輪の南烏山施設は、警察も公安調査庁も、そして我々住民協議会もそれぞれ詰所を持ってオウム真理教を監視している。こんなに監視の厳しい場所は日本中に無いだろう。もうそろそろ、ひかりの輪を解散して、信者をそれぞれ自由にさせたらどうか。解散後の生活を考えるのなら、その相談にも乗る用意はある。上祐の決断次第だ。

今後もひかりの輪が、このまま活動を続けるのであれば、我々は粘り強く反対運動を続け、解散・解体するまで闘うことを宣言する。

令和5年5月13日  
烏山地域オウム真理教対策住民協議会  
会長 古馬一行

骨は次女に所有権があると裁判で確定しましたが、遺骨には宗教上の重要な地位があるとして、国は遺骨を渡していません。アレフは団体規制法による再発防止処分をこの3月に受けました。再発防止処分では、6か月間、土地建物の使用が禁止され、お布施が受けられなくなる。13か所のアレフ施設のうち4か所は全部が使用禁止、9か所が施設の一部使用禁止となっており、足立区の入谷は居住施設なので対象外である。6か月後は再申請が必要で、無期

限にするためには法改正が必要と  
のことでした。  
ひかりの輪の上祐は、今でも聖地巡礼や都内でセミナーを行っており、文化人としてメディアを取り込み、観察処分を外そうとしている。かつて麻原が、法律が厳しくなったら二つに別れると言っていたが、上祐は、その言葉を正しく守り運営しているということでした。  
最後に、化学兵器で大量無差別殺人事件が起きたのは日本だけです、と結びました。

# 第46回 抗議デモ・学習会のアンケート報告

【実施日】 令和5年5月13日（土）

【参加回数】 ・初めて（18）・2回目（9）・3回目（5）・4回目（3）・5回目（3）  
・6回目（2）・7回目（1）・8回目（0）・9回目（0）・10回以上（15）（ ）内は人数

～以下、学習会アンケートから一部抜粋～

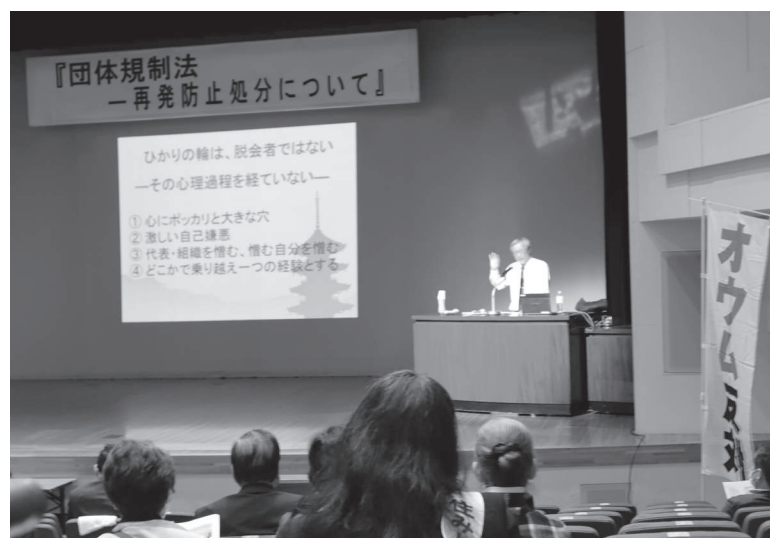
## 【学習会への感想】

- オウム・ひかりの輪に関する裁判や上祐の活動内容の詳細などは一般には多く語られていないため、今回参加してよかった。
- 今まで自分なりにオウム真理教について調べたり本を読んできたが、今日の学習会で初めて知る事も多く、とても実りのある時間だったと思います。
- 様々な立場の方が参加されていることに驚きました。複雑な法律が絡んでいる難しさを学びました。
- ネット等で人集め（信者集め）をしているとは思いませんでした。法改正が出来ないのか、若い人達にもっと勉強してほしいです。
- 初めての参加でしたが、あの事件から28年ときいてあの時のすさまじい光景が思い出され、二度とあってはならない事と痛感しました。
- 職場でも若い職員が増え、オウムの事を実感を持ってとらえていない、または、知らない状況になっており改めてこの様な機会は必要であると思いました。

## 【住民協議会への感想】

- 若い世代への啓発（リーフレット作成）をされている点が素晴らしいと思いました。私は現在大学生でオウム事件を知らない世代ですが、高校生ぐらいの頃からオウムの一連の事件に関心を持ち、大学では宗教学の授業を履修しているので、これからもオウムが風化しないように若者世代に広められる様な活動をしていただきたいと思っています。

- 二十余年の活動お疲れ様です。私もこの間ほぼ全てのデモ・学習会に参加してきましたが「忘却」とのたたかいが重要課題と痛感します。小・中学校でのサリン事件の学習会などができればいいと思います。
- 皆様がたゆまぬ活動を続けている事に頭が下がります。一日も早く「オウム」という団体が解散する事を心より願っています。学生達へのリーフレット配布活動は素晴らしいです。1人でもオウムに加入する子供達を救う助けになる事を祈ります。
- 地域の事として一体となって長く取組んでいる事に心から敬意を表します。私が高校3年生の時に地下鉄サリン事件が起きて、その時の映像は今でも鮮明に覚えています。これからも住民協議会の活動を応援していきます。
- 想像していたよりデモなども非常に活気があって良かった。協議会ニュースも広く配布されるとよいと思う。



**観察処分更新を  
求める署名は…**

現在、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）は団体規制法に基づき3年ごとに観察処分に付されており、その期限が令和六年一月末となっています。

オウム真理教を縛っている法律はこれしかなく、この処分をしっかりと更新していく必要があります。署名活動は住民の声を形にして積み上げ、これだけの人たちが更新を望んでいることを表しています。逆に署名がなければ処分が終わってしまうかもしれません。

令和三年一月の期間更新に向けた署名活動では、コロナ禍で街頭署名や回覧板による署名活動が出来ず、区内各地区の町会・自治会の代表者・区議会議員・関係団体の皆様から署名のご協力をいただきました。今回も他都市の住民団体と足並みを揃え、前回と同様の形で行うことが決まりました。直接、地域住民の皆様へ署名のお願いはありませんが、8回目の観察処分更新に向けた署名活動はこの様な形で行うことを皆様にお知らせいたします。

今後とも住民協議会の活動にご支援・ご協力をよろしくお願いたします。

協議会ホームページアドレス <https://www.karasuyama-kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。

